赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱を次のように定める。 令和7年10月8日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第56号

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自家消費型住宅用太陽光発電設備及び定置型の蓄電池(以下「自家消費型住宅用太陽光発電設備等」という。)の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図るため、自家消費型住宅用太陽光発電設備等を一体的に導入する市民に対し、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年 法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を 再生可能エネルギー源とする設備をいう。
 - (2) 蓄電池 太陽光発電設備により発電した電力を蓄え、必要に応じて電力を活用することができる装置をいう。
 - (3) パワーコンディショナー 直流電力を交流電力に変換する機器をいう。

(補助対象設備及び経費)

- 第3条 補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が市内に自ら所有し、かつ、居住する戸建ての専用住宅に一体的に導入する自家消費型住宅用太陽光発電設備等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 申請者が自ら所有する設備であって、自作品でないこと。
 - (2) 県が定める自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要領(以下「県要領」という。)に定める設備要件を満たすこと。
 - (3) 設置に当たり、国又は県の補助制度を活用していないこと。
 - (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた設備が設置された住宅に設置するものでないこと。
- 2 補助金の交付対象となる経費は、補助対象設備の購入及び設置(以下「補助対象工事」という。)に要する費用とし、その細目は県要領別表3に定めるところによる。ただし、補助対象

設備の全部又は一部について、国又は県を除く団体が実施する補助金の交付を受ける場合は、 次条に掲げる設備の区分ごとに当該補助金の額を差し引くものとする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。
 - (1) 太陽光発電設備 7万円に最大出力(単位はキロワットとし、小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数値(その数値が5キロワットを超えるときは、5キロワット)とする。)を乗じて得た額と現に太陽光発電設備の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)のいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、最大出力の算出に当たっては、太陽光パネルの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い数値とする。
 - (2) 蓄電池 電力量1キロワット時当たりの蓄電池の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。その費用が14万1,000円を超えるときは、14万1,000円)に3分の1を乗じて得た額に蓄電容量(単位はキロワット時とし、小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てた数値(その数値が5キロワット時を超えるときは、5キロワット時)とする。)を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助対象者)

- 第5条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 補助対象設備を設置する住宅に住所を有する者又は補助金の交付申請時において補助対象 設備を設置する住宅以外に住所を有する者で、第10条の実績報告を行うまでに補助対象 設備を設置する住宅に住所を有することとなるものであること。
 - (2) 市税及び県税を滞納していないこと。
 - (3) 赤穂市暴力団排除条例(平成24年赤穂市条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団 員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)でないこと。
 - (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。 (交付申請)
- 第6条 申請者は、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項 及びこの要綱第14条の規定により市長が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約 書(様式第1号の2)
 - (2) 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書(様式第2号)
 - (3) 委任状(補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。様式第3号)
 - (4) 補助対象工事に要する費用に係る見積書及びその内訳が確認できる書類又は契約書及び契

約内訳書の写し

- (5) 補助対象設備の仕様が分かる書類(カタログ等の写し)
- (6) 補助対象設備を設置しようとする箇所の現況写真
- (7) 発電量及び自家消費量に係る根拠書類
- (8) 市税及び県税の滞納がないことを証明する書類
- (9) 交付要件該当に係る確認書(様式第4号)
- (10) 温室効果ガスの排出の削減を図るため、この補助金とは別に国又は県の補助金等を利用する場合は、当該補助金の交付決定通知書等の写し
- (11) 補助対象設備を設置しようとする土地及び建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等の写し(提出する日の3か月以内に発行されたもの。ただし、既築住宅の場合に限る。)
- (12) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し(提出する日の3か月以内に発行されたもので、申請者の補助対象設備を設置する住宅における居住状況が判明するもの。ただし、既築住宅の場合に限る。)
- (13) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内に おいて補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、赤穂市自家消費型住宅 用太陽光発電設備等導入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通 知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)する場合において、当該補助金 の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 4 申請者は、第2項の規定による通知が行われた後でなければ、補助対象工事に着手してはならない。

(変更等の承認)

- 第8条 前条第2項の規定により当該補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、同項の規定により通知された交付決定の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、変更の申請をするときは、第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を赤穂市 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金(変更・中止・廃止)承認(不承認)決定通知 書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前項の規定により通知する場合について準用する。

(補助対象工事の進捗報告)

- 第9条 交付決定者は、市長から補助対象工事の進捗状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。
- 2 交付決定者は、補助対象工事が予定の期間内に完了する見込みがない場合は、速やかに赤穂 市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入困難状況報告書(様式第8号)を市長に提出して、 その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は市長が指定する日のいずれか早い日までに、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入報告書(様式10号)
 - (2) 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
 - (3) 補助対象工事に係る契約書及び契約内訳書の写し(第6条の交付申請時に添付しなかった場合に限る。)
 - (4) 補助対象設備の保証書の写し
 - (5) 電力会社との接続契約書、売電契約書等(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー 発電設備用)の写し
 - (6) 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類
 - (7) 補助対象設備の設置が確認できる写真
 - (8) 補助対象設備を設置した土地及び建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等の写し(提出する日の3か月以内に発行されたもの。ただし、新築住宅の場合に限る。)
 - (9) 交付決定者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し(提出する日の3か月以内に発行されたもので、交付決定者の補助対象設備を設置する住宅における居住状況が判明するもの。ただし、新築住宅の場合に限る。)
 - (10) その他市長が必要と認める書類

(是正命令等)

- 第11条 市長は、補助対象工事の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該工事の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを交付決定者に命ずることができる。
- 2 前項の規定は、第9条第1項の規定により報告があった場合について準用する。
- 3 第1項の規定による是正命令を受けた交付決定者は、必要な措置が完了したときは、前条の 規定に従って再度実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助対象工事の完了に係る第10条又は前条第3項の実績報告があった場合 において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助対

- 象工事の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金額確定通知書 (様式第11号)により当該交付決定者に通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金の額が、第7条第2項の規定により通知した交付決定額(第8条第 3項の規定により変更を承認した場合は、同項の規定により通知した額)と同額であるとき は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金額の確定をした後、交付決定者から提出される赤穂 市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金請求書(様式第12号)により補助金を交 付する。

(交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決 定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の取消しを行った場合は、その旨を赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等 導入補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により当該取消しに係る交付決定者(以下 「取消決定者」という。)に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 市長は、前条の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金返還命令通知書(様式第14号)により、その返還を命ずることができる。
- 2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。 (加算金及び遅延利息)
- 第16条 取消決定者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第1項の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 取消決定者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額

につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項の割合で計算した 遅延利息を市に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定者は、次の表に定める処分制限期間が経過する前に、当該補助対象工事により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は取壊す(廃棄を含む。)場合は、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第15号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

設備	処分制限期間	
太陽光発電設備	17年間	
蓄電池	6年間	

2 交付決定者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間中、保存しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 交付決定者は、当該補助対象工事に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、前条第1項の表に定める処分制限期間中、保存しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。

赤穂市長 宛

申請者	住	所			
	氏				
	電話	番号			
	電子メ	ール			

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けたいので、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 2 収支予算書(別記)
- 3 添付書類

【共涌】

1 1	《四】	
	暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項及びこの	要綱
身	等14条の規定により市長が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書(様式第1号の2)	
	自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書(様式第2号)	
	委任状(補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。様式第3号)	
	補助対象工事に要する費用に係る見積書及びその内訳が確認できる書類又は契約書及び契約内訳	書の
<u>F</u>		
	補助対象設備の仕様が分かる書類(カタログ等の写し)	
	補助対象設備を設置しようとする箇所の現況写真	
	発電量及び自家消費量に係る根拠書類	
	市税及び県税の滞納がないことを証明する書類	
	交付要件該当に係る確認書(様式第4号)	
	温室効果ガスの排出の削減を図るため、この補助金とは別に国又は県の補助金等を利用する場合は	:、当
診	核補助金の交付決定通知書等の写し	
	その他市長が必要と認める書類(
【即	H築住宅に設置する場合】	
	補助対象設備を設置しようとする土地及び建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明	書等
O.)写し(提出する日の3か月以内に発行されたもの)	

□ 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し(提出する日の3か月以内に発行されたもので、

申請者の補助対象設備を設置する住宅における居住状況が判明するもの)

収支予算書

1 収入の部

科目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科	目	予	算	額	4	簡	要
				F	9		
計算	t						

(注) 収入と支出の合計額は一致すること。

誓 約 書

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。 なお、誓約事項に関し、市長が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 赤穂市暴力団排除条例(平成24年赤穂市条例第11号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - (1) 条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (2) 市長が、前号に該当しないことを確認するため、必要な事項を所轄の警察署長に照会すること及び当該 照会に係る回答の内容を市長が他の業務において暴力団を排除するために利用すること並びに兵庫県に 当該内容を提供することについて、異議を述べないこと。
- 2 補助金申請時の留意事項について
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項により市長が行う一切の措置について、異議を述べないこと。
 - 第221条第2項 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
 - (2) 赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第14条の規定により市長が行う一切の措置について、異議を述べないこと。
 - 第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) その他市長が必要と認めたとき。

年 月 日

住 所

氏 名

俑

電話番号

電子メール

赤穂市長 宛

自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書

由≢≠	氏 名		電話番号	
申請者	住 所			
設備の設置場所				
住宅の区分	□既存住宅(太陽光	未設置の建売住宅を含	む。) 口親	新築住宅
設置内容	□既設(増設の場合	は卒FITの証明が必	要) □	折設
工事予定日	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
	利 用 有 無	□有□無	補助金の申請状況 (有の場合)	
他の補助金等	補助金の名称 及び実施団体	名称		
の利用状況	(有の場合)	実施団体		
(国、県を除く。)	補助金以外で	利用する制度		
	74.0 A 1044	太陽光発電設備	(A)	円
	補助金の額	定置用蓄電池	(B)	円
	太陽光パネル 合計出力	パワーコンディ ショナー合計出力	採	用出力 (ア)と(イ)の いずれか低い方 小数点以下切捨て
	(ア) kW		(C)	k W
太陽光発電	補助金算出額【(C)		(D)	円
設備	[(C) の上限は5kW] 購入及び設置に要する費用(税抜き)		(E)	円
	補助金の額		(F)	円
	【(D) と {(E) - (A) } のいずれか少ない額】		※ 1, 0	00円未満切捨て
	余剰電力の売電有無	□有□無	売電先 (有の場合)	
	1 台当たりの 蓄電容量	設置台数		電容量 ((ウ) × (エ) 第2位以下切捨て
	(ウ) kWh	(工) 台	(G)	k W h
少 男 田 苯 彦 沁	補助対象経費	設備購入費	(H)	円
定置用蓄電池	(税抜き)			
		設置工事費	(I)	円
	価格/kWh	設直⊥事資 { (H) + (I) − (B) } ÷ (G)	(J)	円
	価格/kWh 補助金の額【(J)	$ \begin{array}{c} \{ \text{ (H)} + (\text{I}) - (\text{B}) \} \\ \div (\text{G}) \\ \end{array} $	(J)	
埃 毗 公 六	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 円、(G)の上限は5 kWh	(J) ※小量 (K)	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 未満切捨て
補助金交	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F)	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 円、(G)の上限は5 kWh + (K) 】	(J) ※小 (K) ※1, (円 数点以下切捨て 円 000未満切捨て 円
	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 円、(G)の上限は5 kWh	(J) ※小量 (K)	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 未満切捨て
補助金交 自家消費計画	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F) ①年間発電量	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) ×1/3×(G) 】 円、(G)の上限は5 kWh + (K) 】	(J) ※小 (K) ※1, (円 数点以下切捨て 円 0 0 0 0 未満切捨て 円 自家消費率
	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F) ①年間発電量 見込み	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 PN、(G)の上限は5 kWh + (K) 】 ②年間自家消費量 見込み	(J) ※小教 (K) ※1, (③年間売電量 見込み	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 未満切捨て 円 自家消費率 (②/①×1 0 0)
	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F) ①年間発電量 見込み kWh	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 PN、(G)の上限は5 kWh + (K) 】 ②年間自家消費量 見込み	(J) ※小教 (K) ※1, (③年間売電量 見込み	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 未満切捨て 円 自家消費率 (②/①×1 0 0)
	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F) ①年間発電量 見込み kWh 事業者名	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 PN、(G)の上限は5 kWh + (K) 】 ②年間自家消費量 見込み	(J) ※小教 (K) ※1, (③年間売電量 見込み	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 未満切捨て 円 自家消費率 (②/①×1 0 0)
自家消費計画	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F) ①年間発電量 見込み kWh 事業者名 所在地 責任者名	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 PN、(G)の上限は5 kWh + (K) 】 ②年間自家消費量 見込み	(J) ※小教 (K) ※1, (③年間売電量 見込み	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 未満切捨て 円 自家消費率 (②/①×1 0 0)
自家消費計画	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F) ①年間発電量 見込み kWh 事業者名 所在地	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) ×1/3× (G) 】 円、(G)の上限は5 kWh + (K) 】 ②年間自家消費量 見込み kWh	(J) ※小 (K) ※1, (③年間売電量 見込み kWh	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 未満切捨て 円 自家消費率 (②/①×100) %
自家消費計画	価格/kWh 補助金の額【(J) ※(J)の上限は14.1万 付申請額【 (F) ①年間発電量 見込み kWh 事業者名 所在地 責任者名	{ (H) + (I) - (B) } ÷ (G) × 1 / 3 × (G) 】 円、(G)の上限は5 kWh + (K) 】 ②年間自家消費量 見込み kWh	(J) ※小 (K) ※1, (③年間売電量 見込み kWh	円 数点以下切捨て 円 0 0 0 0 未満切捨て 円 自家消費率 (②/①×100) %

委 任 状

赤穂市長 宛

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金の申請に関する手続について、下記のとおり代理人を定め、権限を委任します。

1	代理人	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
2	委任者	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	•	

交付要件該当に係る確認書

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しません。
- 2 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自 己託送)を行いません。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十 分配慮して工事を実施するよう努めます。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うよう、施工業者に求めます。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう施工業者に努め させます。
- 6 一の場所において、補助対象設備を複数の設備に分割して扱いません。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出 に対応するため、補助対象設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適 切な方法で管理及び保存します。
- 8 補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
- 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
- 10 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
- 11 補助対象設備を処分する際は、関係法令(市の条例を含む。)の規定を遵守します。
- 12 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象工事により取得した温室効果ガス排出削減効果について J クレジット制度への登録を行いません。
- 13 発電した電力量のうち30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費します。
- 14 補助対象設備に対し、国又は県から他の補助金等を受けておらず、かつ、今後も受けません。
- 15 補助対象設備は、市が交付決定した後に、契約及び設置します。

上記	事項	を遵守	よしまっ	す。
	年	月	Н	

 第
 号

 年
 月

 日

様

赤穂市長

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 交付の可否 交付 ・ 不交付
 交付決定額 <u>円</u>
- 3 交付条件
 - (1) 赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の規定に従うこと。
 - (2) 年 月 日までに赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入 補助金実績報告書(様式第9号)に必要書類を添付して実績報告を行うこと。
- 4 不交付の理由

赤穂	+ =	宛
加入机思	\Box	<i>7</i> 717.

申請者	住 所
	氏 名
	電話番号
	電子メール

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金 (変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった赤穂市自家消費型 住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、下記のとおり(変更・中止・廃止)し たいので、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第8条の規 定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

 □ 変更
 変更交付申請額
 円

 (変更前
 円)

 □ 中止
 円

□ 廃止

- 2 申請理由
- 3 変更内容 ※変更の場合のみ記載
- 4 添付書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

赤穂市長

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金 (変更・中止・廃止)承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで(変更・中止・廃止)申請のあった赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 3 条件
 - (1) 赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の規定に従うこと。
 - (2) 年 月 日までに赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入 補助金実績報告書(様式第9号)に必要書類を添付して実績報告を行うこと。
- 4 不承認の理由

赤穂市長 宛

申請者	住 所
	氏 名
	電話番号
	電子メール

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入困難状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった赤穂市自家消費型 住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設 備等導入補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 導入が困難な理由

2 今後の見通しと所見

)

44	<u> </u>	
赤穂	巾卡	宛

申請者	住 所
	氏 名
	電話番号
	電子メール

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 2 収支決算書(別記)
- 3 添付書類

【共通】

- □ 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入報告書(様式10号)
- □ 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
- □ 補助対象工事に係る契約書及び契約内訳書の写し(第6条の交付申請時に添付しなかった場合に限る。)
- □ 補助対象設備の保証書の写し
- □ 電力会社との接続契約書、売電契約書等(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)の写し
- □ 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類
- □ 補助対象設備の設置が確認できる写真
- □ その他市長が必要と認める書類(

【新築住宅に設置した場合】

- □ 補助対象設備を設置した土地及び建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等の写し (提出する日の3か月以内に発行されたもの)
- □ 交付決定者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し(提出する日の3か月以内に発行されたもので、交付決定者の補助対象設備を設置する住宅における居住状況が判明するもの)

収支決算書

1 収入の部

科	目	決	算	額	摘	要
				円		
1111111	+					

2 支出の部

科	目	決	算	額	摘	要
				円		
## p	<u> </u>					

(注) 収入と支出の合計額は一致すること。

様式第10号(第10条関係)

自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入報告書

申請者	氏 名				電話者	番号			
甲 胡伯	住 所								
設備の設置場所									
住宅の区分	□既存住宅()	太陽光末	ト設置の建売 信	主宅を含	む。)	□新	築住宅		
設置内容	□既設(増設)	の場合に	は卒FITの詞	正明が必	要)	□新	設		
工事実施日	着工日	2	年 月	日	完 了	日	年	月	目
	利用有	無	□有□]無	補助金の甲 (有のサ				
他の補助金等	補助金の名 及び実施国		名称						
の利用状況・	(有の場合		実施団体						
(国、県を除く。)	補助金	以外で	利用する制度	Ę					
(E) NEW (O)	生出人の	七 四	太陽光発電	記備	(A)				円
	補助金の	領	定置用蓄'	電池	(B)				円
	太陽光パネ		パワーコン			採月	用出力	いずれか	
	合計出力	k W	ショナー合 (イ)	計出力 k W	(C)		(小数点以 [*]	<u>下切捨て丿</u> k W
太陽光発電	補助金算出額								
設備	((こ) の上	:限は5kW)	(D)				円
	購入及び設置			抜き)	(E)				円
	【(D) と{(F	補助金 () - (A)	€00額 }のいずれか少な	い額】	(F)	% 1, 0	00未満切	舎て	円
	余剰電力の売		□有□	□無	売電先 (有	すの場合)			
	1 台当たり 蓄電容量		設置台	数			電容量 第2位以下	•	(工)]
	(ウ) 1	x W h	(工)	台	(G)				kWh
	補助対象組	圣費	設備購力	人費	(H)				円
定置用蓄電池	(税抜き)	設置工事	事費	(I)				円
	価格/kV	Vh	÷ (G) (H) + (I) -		(J)	※小数	点以下切捨	÷ T	円
			× 1 / 3 × (0	· -	(K)				円
補助.	<u>※(J)の上限は1</u> 金額【 (F)	1 4. 1万) + (]	_	5 k W h		<u>*1, 00</u>	00円未満り	刃捨て	円
1111-53	事業者名								1,7
	所在地								
施工業者	責任者名								
	J 12 11		氏名		雷部	 括番号	メー	ルアド	シンス
	担当者					- 		, ,	
FIT制度利用について	確認事項	頁	□ FI	T制度	L による売	電は行っ	っていまも	<u></u> せん。	
国又は県補助金について	確認事項	頁	□ 国又心	は県の太陽	光発電設備	等への補助会	金の交付は受	けていま	せん。

第号年月日

様

赤穂市長印

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

交付確定額	ш
2♥*1\1	P

赤穂市長 宛

請求者	住 所
	氏 名
	電話番号
	電子メール
	电 丁 / ̄ ル

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定(交付決定)を受けた赤穂市自 家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、赤穂市自家消費型住宅用太陽 光発電設備等導入補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

	πC	
請求額		円

	金融機関	釗	行・金庫		支店・本 店
振	亚版级民	信用組	合・農協		支所・出張所
1/1/2	銀行・支店コード	銀行コード(4桁)		支店コー	-ド(3桁)
込	銀1]・文店コート				
	預 金 種 目	普通・当座 ロル	座番号		
先	フリガナ				
, –	口座名義人			(申	請者本人名義)

※通帳のコピー等、口座情報が分かるものを添付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

赤穂市長

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市自家消費型住宅 用太陽光発電設備等導入補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので赤 穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第14条第2項の規定に より通知します。

記

1	交付決定額	<u></u>
2	取消額	<u></u>
3	取消後の補助金額	円

4 取消理由

3 返還理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

赤穂市長

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市自家消費型住宅 用太陽光発電設備等導入補助金について、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等 導入補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ず る。

1	返還命令額			円
2	返還期限	年	月	日

赤穂	串長	宛
7/11/17/25	111177	2/14

申請者	住 所
	T 6
	氏 名
	電話番号
	電子メール
	<u> 电 丁 / ̄ // </u>

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、下記のとおり財産を処分したいので、赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第17条の規定により、関係資料を添えて申請します。

記

1	補助金の交付年度			<u>年</u>	<u>E度</u>	
2	処分する財産					
3	処分する財産の価格	_			<u> </u>	
4	処分方法		転用 交換 担保 廃棄		譲渡 貸付け 取壊し その他()

5 処分理由